

## 保険法の現代化に関する検討事項（２）

### 第３ 各保険契約に共通の事項

#### ３ 保険契約の変動

##### (1) 危険の増加

（参考・現行条文）

商法第 6 5 6 条 保険期間中危険力保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ著シク変更又ハ増加シタルトキハ保険契約ハ其効力ヲ失フ

第 6 5 7 条 保険期間中危険力保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リテ著シク変更又ハ増加シタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

前項ノ場合ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ危険ノ著シク変更又ハ増加シタルコトヲ知リタルトキハ遅滞ナク之ヲ保険者ニ通知スルコトヲ要ス若シ其通知ヲ怠リタルトキハ保険者ハ危険ノ変更又ハ増加ノ時ヨリ保険契約カ其効力ヲ失ヒタルモノト看做スコトヲ得

保険者カ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ危険ノ変更若クハ増加ヲ知リタル後遅滞ナク契約ノ解除ヲ為ササルトキハ其契約ヲ承認シタルモノト看做ス

第 6 8 3 条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

（略）

#### ア 通知義務の範囲

保険契約の締結後，当該契約の締結に際して保険者から告知を求められた危険に関する重要な事項についての事実のうち保険者から通知を求められたものに変更が生じたことによって危険が増加した場合において，保険契約者又は被保険者（以下「保険契約者等」という。）がその事実を知ったときは，保険契約者等は，遅滞なく，保険者に対し，その事実を通知しなければならないものとするので，どうか。

（補足）1 商法第 6 5 6 条（同法第 6 8 3 条第 1 項において準用される。）は，保険契約者等の責めに帰すべき事由による危険の増加の場合には，契約が当然に失効することとしているが，本文では，その場合を含め，契約を存続さ

せた上で、保険契約者等に通知義務を課すこととしている。

- 2 現行法の「著シク」という規律の明確化や告知義務を質問応答義務とすること等にかんがみ、保険者から告知を求められた事項についての事実のうち通知を求められたものを通知の対象とすることとしている。

なお、人保険（生命保険契約及び傷害・疾病保険契約のほか、損害保険契約に属する損害てん補方式の傷害・疾病に関する保険契約を含む。）においては、危険の増加として問題にすることがあるのはいわゆる環境的危険（職種、就業場所、渡航先その他の被保険者の業務又は生活に関するもの）の増加だけであり、身体的危険の増加（健康状態の悪化）は保険料に織り込み済みであるといわれている。したがって、これを本文の規律に当てはめると、これらの危険の増加が問題とされることがない通常の個人の生命保険契約等においては、通知を求められた事実はない（危険の増加に関する規律の適用はない）ということになるのに対し、ある種類の人保険の保険契約（団体定期生命保険契約等では、被保険者の業務の種類等の変更が問題とされることがあるといわれている。）においては、その通知が求められているということになると考えられる。

- 3 商法第656条及び第657条（同法第683条第1項において準用される。）は、危険の変更についても規定しているが、陸上保険契約では危険の変更を問題とする必要はないとされていることから、本文では、危険の変更については規律を設けないことを前提としている。

（注） 一定の場合には、危険が増加した後ではなく、あらかじめ通知をしなければならないものとするべきであるとの考え方があるが、どうか。

## イ 危険の増加があった場合の規律

### （ア）通知義務違反があった場合

保険契約者等が故意又は重大な過失によって事実を通知せず、又は不実の通知をした場合の規律については、いわゆる告知義務違反があった場合の規律と同様とするものとするので、どうか。

（補足） 危険の増加は、告知義務と同じく、危険の測定に影響を及ぼす事実を保険契約の維持等の判断に当たって考慮する制度であるから、本文では、告知義務違反があった場合の規律（保険法部会資料2の「第3 各保険契約に共通の事項 1 保険契約の成立（4）危険に関する重要な事項についての事実の不告知等による解除（いわゆる告知義務違反による解除）ア 不告知又は不実告知があった場合の規律」参照）（具体的には、保険事故が発生していたときの規律としては、オール・オア・ナッシング主義又はプロ・ラタ主義の採用、因果関係不存在の場合の特則の採否が問題となり、保険

事故が発生していないときの規律としては、単純な解除権の付与又は保険料の増額請求を認める仕組みの採用が問題となる。)と同様とすることを提案している。

- (注) 1 保険契約者等が(軽)過失によって事実を通知せず、又は不実の通知をした場合の取扱いについて、どのように考えるか。
- 2 商法第657条第1項及び第2項は、通知義務違反があった場合について、保険事故が発生していたときにおいても、保険者が免責を求めずに将来に向かっての契約の解消のみを求める選択肢を許容しているが、このような規律を維持する必要性(特に、因果関係不存在の場合の特則を採用することとした場合に問題となる。)について、どのように考えるか。

#### (イ) 通知義務違反がなかった場合

アの危険の増加はあったものの、保険契約者等に通知義務違反がなかった場合(保険契約者等が遅滞なく正確に通知した場合及び過失なく又は軽過失によって通知せず、又は不実の通知をした場合)の規律として、  
保険者は、将来に向かって契約の解除をすることができるものとする

保険事故が発生していたときは、危険の増加が保険契約者等の責めに帰すべき事由によるものであっても、保険者は責任を負うものとする

ことで、どうか。

- (補足) 1 商法は、第656条において保険契約者等の責めに帰すべき事由による危険の増加の場合に契約は当然に失効することとし、また、同法第657条第1項において保険契約者等の責めに帰することができない事由による危険の増加の場合に保険者は将来に向かって契約の解除をすることができることとして、保険契約者等の通知義務違反を問題とすることなく、保険者に契約の拘束からの解放を認めている。告知義務の場合はこのような規律はないものの、告知義務の場合は契約締結の場面であって保険者においてそもそも締結しないという選択肢も存在するのに対し、危険の増加の場合には既に契約締結後の場面であってそのような選択肢は存在しないこと等にかんがみると、契約の拘束からの解放を認める現行法の規律は合理的とも考えられることから、本文 では、将来効としての解除を認めることを提案することとしている。
- 2 上記1の商法第656条の規律によれば、保険契約者等の責めに帰すべき事由による危険の増加の場合には、本文 の規律に加え、保険事故が既に発生していた場合には、更にさかのぼって保険者の免責が認めら

れることになる。もっとも、上記1のような違いがあることを考えても、このような免責を認めることについては、告知義務の場合の規律とのバランスを失するようにも考えられることから、本文では、保険者は責任を負うものとするを提案することとしている。

## ウ その他の論点

### (ア) 解除権の除斥期間

いわゆる告知義務違反があった場合の規律（解除権は、保険者が解除の原因を知った時から1か月間行使しないとき又は危険の増加の時から5年を経過したときは、消滅する。）と同様とするものとするかどうか。

### (イ) 他の保険契約の存在及び内容等についての不通知等による解除（いわゆる他保険契約の通知義務違反による解除）

保険契約者等に対して保険契約の締結後に新たに締結した他の保険契約の存在や内容等に関する通知義務を課し、その違反について保険者による契約の解除等を認めるものとするについては、いわゆる他保険契約の告知義務（前記「1 保険契約の成立」の「(5) 他の保険契約の存在及び内容等についての不告知等による解除(いわゆる他保険契約の告知義務違反による解除)」）と同様の観点から検討するものとするかどうか。

### (ウ) 規律の性質

各規律の性質（任意規定か強行規定か）について、どのように考えるか。

## (2) 危険の減少

保険契約の締結後、(1)アの通知を求められた事実に変更が生じたことによって危険が減少した場合には、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって保険料の減額を請求することができるものとするかどうか。

(参考・現行条文)

商法第646条 保険契約ノ当事者カ特別ノ危険ヲ斟酌シテ保険料ノ額ヲ定メタル場合ニ於テ保険期間中其危険カ消滅シタルトキハ保険契約者ハ将来ニ向テ保険料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四

十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及び第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス  
(略)

(補足) 本文は、商法第646条(同法第683条第1項において準用される。)に規定する「特別ノ危険」という規律の明確化や危険の増加に関する規律との均衡等の観点から、危険が著しく減少した場合(通知事項に変更が生じて危険が減少した場合)について保険料の減額請求を認めることを提案するものである。

(注) 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。

### (3) 保険者の破産

保険者の破産に関する規律については、次のとおりとすることで、どうか。

保険者について破産手続開始の決定があったときは、保険契約者は、保険契約の解除をすることができるものとする。

の規定により解除されなかった保険契約は、破産手続開始の決定があった日から一定の期間を経過したときは、その効力を失うものとする。

(参考・現行条文)

商法第651条 保険者カ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキハ保険契約者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス前項ノ規定ニ依リテ解除ヲ為サル保険契約ハ破産手続開始ノ決定ノ後三个月ヲ経過シタルトキハ其効力ヲ失フ

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及び第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス  
(略)

(補足) 本文は、商法第651条第1項本文及び第2項(同法第683条第1項において準用される。)の規律を破産法第53条の適用を排除するという部分を含めて基本的に維持しようというものである(なお、保険契約の解除又は失効の効果については、4(2)及び(3)を参照。)

(参考)

破産法(平成16年法律第75号)

(双務契約)

第53条 双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時ににおいて共にまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、破産管財人に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、破産管財人がその期間内に確答をしないときは、契約の解除をしたものとみなす。

3 (略)

(注) 1 本文の「一定の期間」について、破産手続の迅速化の観点から、現行の商法第651条第2項が定める3か月という期間を短縮することが考えられるが、どうか。

2 保険者について再生手続開始の決定があった場合(保険契約者等が保険者の財産に対する一般先取特権を有しないときが考えられる。)における民事再生法第49条の適用について、どのように考えるか(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第439条参照)。

3 4(1)の「保険契約者による任意解除」との関連で、本文の規定の性質を強行規定(特に片面的強行規定)とすることについて、どのように考えるか。

(参考)

民事再生法(平成11年法律第225号)

(双務契約)

第49条 双務契約について再生債務者及びその相手方が再生手続開始の時ににおいて共にまだその履行を完了していないときは、再生債務者等は、契約の解除をし、又は再生債務者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、再生債務者等に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、再生債務者等がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3 前二項の規定は、労働協約には、適用しない。

4 第一項の規定により再生債務者の債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権は、共益債権とする。

5 (略)

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号)

(管財人の解除権に関する特例)

第439条 保険会社を保険者とする保険契約(再保険契約を除く。)については、会社更生法第六十一条第一項から第四項まで(第二百六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

会社更生法(平成14年法律第154号)

(双務契約)

第61条 双務契約について更生会社及びその相手方が更生手続開始の時ににおいて共にまだその履行を完了していないときは、管財人は、契約の解除をし、又は更生会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、管財人に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、管財人がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3 前二項の規定は、労働協約には、適用しない。

4 第一項の規定により更生会社の債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権は、共益債権とする。

(4) 第三者のためにする保険契約における保険契約者の破産

第三者のためにする保険契約における保険契約者の破産に関する商法第652条(同法第683条第1項において準用される場合を含む。)の規律を削除するものとするので、どうか。

(参考・現行条文)

商法第652条 他人ノ為メニ保険契約ヲ為シタル場合ニ於テ保険契約者カ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキハ保険者ハ被保険者ニ対シテ保険料ヲ請求スルコトヲ得但被保険者カ其権利ヲ抛棄シタルトキハ此限ニ在ラス  
第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス  
(略)

(補足) 本文は、( )商法第652条の規律の立案時にもともと前提とされていた保険者による解除権の規定(旧破産法(大正11年法律第71号)の制定に伴う整備前の商法第405条第3項)が現在では存在しないこと、( )実務上、商法第652条の規律が働く場面は少なく、かつ、保険者が権利を行使することも実際にはないといわれていること等にかんがみ、同条の規律を設けないことを提案するものである。

なお、いわゆる介入権の制度(保険契約者の経済的な破綻に伴って差押債権者等により保険契約が解除されるおそれが生じた場合について、一定の要件の下で保険金受取人が保険契約者の地位を承継することができる制度)については、後に改めて検討するものとする。

(参考)

旧破産法(大正11年法律第71号)の制定に伴う整備前の商法

第405条 保険者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ保険契約者ハ相当ノ担保ヲ供セシメ又ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ保険契約者カ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス  
前二項ノ規定ハ保険契約者カ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス但保険契約者カ既ニ保険料ノ全部ヲ支払ヒタルトキハ此限ニ在ラス

- (後注) 1 保険金請求権等の保険契約に基づく権利を目的とする質権に関する規定を設けるべきであるとの考え方があるが、どうか。  
2 保険金請求権等の保険契約に基づく権利について、保険者の財産に対する一般先取特権を付与すべきであるとの考え方がある(保険業法第117条の2参照)

が、どうか。

(参考)

保険業法(平成7年法律第105号)

(生命保険会社における保険契約者等の先取特権)

第117条の2 生命保険会社にあつては、保険契約者(再保険に係る保険契約者を除く。)は被保険者のために積み立てた金額につき、次に掲げる権利(再保険に係る権利を除く。)を有する者はその権利の額につき、それぞれ当該生命保険会社の総財産の上に先取特権を有する。

一 保険金請求権

二 損害をてん補することを請求する権利(前号に掲げるものを除く。)

三 返戻金、剰余金、契約者配当に係る配当金その他の給付金(保険金を除く。)を請求する権利

2 前項の先取特権の順位は、民法第三百六条第一号(共益費用の先取特権)に掲げる先取特権に次ぐ。

#### 4 保険契約の終了

##### (1) 保険契約者による任意解除

保険契約者は、いつでも保険契約の解除をすることができるものとする  
ことで、どうか。

(参考・現行条文)

商法第653条 保険者ノ責任カ始マル前ニ於テハ保険契約者ハ契約ノ全部  
又ハ一部ノ解除ヲ為スコトヲ得

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十  
六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六  
百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六  
百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

(補足) 本文は、実務上、保険者の責任開始の前後を問わず保険契約者の任意解除権を約款で定めるのが通例であることにかんがみ、保険者の責任開始前の任意解除についてだけ規定している商法第653条(同法第683条第1項において準用される。)の規律を改め、保険者の責任開始後についても、保険契約者による任意解除を認めようというものである(なお、保険契約の解除の効果については、(2)及び(3)を参照。)

(注) 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。

##### (2) 保険契約の解除の効果

保険者の責任が開始した後に保険契約の解除をした場合には、その解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずるものとする  
ことで、どうか。



(参考・現行条文)

商法第644条 保険契約ノ当時保険契約者力悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者力其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

(略)

第645条 前条ノ規定ニ依リ保険者力契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

(略)

第651条 保険者力破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキハ保険契約者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

(略)

第653条 保険者ノ責任力始マル前ニ於テハ保険契約者ハ契約ノ全部又ハ一部ノ解除ヲ為スコトヲ得

第657条 保険期間中危険力保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ著シク変更又ハ増加シタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

・ (略)

第678条 保険契約ノ当時保険契約者又ハ被保険者力悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者力其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

第六百四十四条第二項及ヒ第六百四十五条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

(補足) 本文は、賃貸借契約の例(民法第620条)に倣い、現行商法に明文規定がない保険料の不払(債務不履行)に基づく解除(同法第541条参照)等をも含めて、保険契約について解除の将来効を一般的に定めようというものである。

なお、一般に、保険者の責任が開始する前の解除については、その効力を遡及効とすることでよいと解されている(商法第653条参照)。

(参考)

民法(明治29年法律第89号)

(履行遅滞等による解除権)

第541条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

(賃貸借の解除の効力)

第620条 賃貸借の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。この場合において、当事者の一方に過失があったときは、その者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(注) 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。

### (3) 保険契約が解除された場合等の保険料積立金等に関する規律

保険契約が解除され、又は失効した場合に関し、保険料積立金等の規律をどのように法定すべきかについては、次のような考え方があるが、どうか。

A案 特段の規定は設けないものとする考え方

B案 保険者は、保険契約者に対し、被保険者のために積み立てた金額を支払わなければならない旨の規定を設けるものとする考え方

C案 保険者は、保険契約者に対し、被保険者のために積み立てた金額を支払わなければならない旨の規定及び保険者は、保険契約者に対し、解除等によって生じた費用等の償還を請求することができる旨の規定を設けるものとする考え方

D案 保険者は、保険契約者に対し、公正な保険数理等に照らし、合理的かつ妥当な方法で算出された金額を支払わなければならない旨の規定を設けるものとする考え方

(参考・現行条文)

商法第655条 前二条ノ場合ニ於テハ保険者ハ其返還スヘキ保険料ノ半額ニ相当スル金額ヲ請求スルコトヲ得

第680条 左ノ場合ニ於テハ保険者ハ保険金額ヲ支払フ責ニ任セス

一 被保険者カ自殺、決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ

二 保険金額ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保険者ヲ死ニ致シタルトキ但其者カ保険金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニ於テハ保険者ハ其残額ヲ支払フ責ヲ免ルルコトヲ得ス

三 保険契約者カ故意ニテ被保険者ヲ死ニ致シタルトキ

前項第一号及ヒ第二号ノ場合ニ於テハ保険者ハ被保険者ノ為メニ積立テタル金額ヲ保険契約者ニ払戻スコトヲ要ス

第683条 (略)

第四百四十条、第四百五十一条、第四百五十三条、第四百五十六条及ヒ第四百五十七条ノ場合ニ於テ保険者カ保険金額ヲ支払フコトヲ要セサルトキ

## 八被保険者ノ為メニ積立テタル金額ヲ保険契約者ニ払戻スコトヲ要ス

(補足) 商法上、保険者の免責の場合(保険契約者の故意による免責の場合を除く。)(商法第680条第2項、第683条第2項)、保険者の破産による解除の場合、責任開始前の任意解除の場合及び危険の変更又は増加による契約の失効又は解除の場合( から まではいずれも同法第683条第2項)には、保険者は、保険契約者に対し、被保険者のために積み立てた金額を払い戻さなければならないとされている。

さらに、実務上は、債務不履行による解除(失効)の場合、告知義務違反による解除の場合、契約が任意解除された場合等についても、保険者は、保険契約者に対し、いわゆる解約返戻金(解約払戻金、解約返還金又はこれらと同額の返還金と呼ばれることもある。)ないし責任準備金を支払うこととされるのが通例のようである。このいわゆる解約返戻金の性質については、一般に、保険者が被保険者のために積み立てた金額から約款に定める解約控除(未償却の新契約費用及び抗死力減退費用等の諸費用の控除をいう。)をした残額であるとの説明がされているが、近時、その性質は多様化しているとの指摘もある。

他方で、上記のような費用等について保険者の償還を認めることは、他の保険契約者との間の公平という見地からは、解除や失効の場合に共通する問題であるとも考えられる(商法第655条参照)。

そこで、本文では、法律上どのような規律を設けるべきかについて、複数の考え方を提示している。まず、A案は、現在の実務上の取扱いとして標準的なものはないと考えた場合に基本法である保険法で規定を設ける必要はなく、積立金の支払や費用等の償還があるとしてもそれは一般法理ないし監督法の規律にゆだねるべきとする考え方である。次に、B案は、現在でも長期の保険契約については保険料の平準化のため積立金が生じる例が多い等と考えた場合に必要最低限の基本法の規律として現行商法と同様に積立金の支払に関する規定のみを設けるべきとする考え方であり、C案は、上記の解約返戻金についての一般的説明をもとに考えた場合等に私法上の必要な規律として積立金の支払に加えて費用等の償還に関する規定も設けるべきとする考え方である。最後に、D案は、必ずしも解約返戻金の算定根拠が上記のような一義的なものではなく、積立金の支払や費用等の償還についても標準的な取扱いはないと考えた上で、トータルとして保険数理等に照らし保険者は合理的かつ妥当な額を支払わなければならないとの規定を設ける考え方である。

(注) 1 本文のB案からD案までのいずれかを採用する場合において、その適用場面を限定する(例えば、保険契約者の故殺による免責の場合は除く等。)ことについて、どのように考えるか。

2 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。